



広報

FUKAURA

ふかうら

No.365

発行／青森県深浦町

編集／総合戦略課

深浦町成人式の延期について

例年8月14日に開催しておりました深浦町成人式について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため下記のとおり延期とします。

なお、今後の状況によっては更に変更となる場合もございますのでご了承ください。

対象者の皆様には、10月上旬頃に返信用はがき同封の開催案内文を送付させていただきます。

出席を予定されていた新成人の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解とご協力をお願いします。

その他、不明な点がございましたら、問合せ先までご連絡ください。

■日 時

令和3年1月10日（日）午後1時～

■場 所

深浦町役場1階 町民文化ホール

□問合せ先

教育委員会 社会教育係 TEL 74-4419

深浦診療所からのお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、診療所玄関で行っております検温やカゼ症状のチェック、帰省者等との濃厚接触に関する聞き取りにつきまして、今後もしばらくの間継続させていただきますので、皆様の御協力をお願いします。

□問合せ先

深浦診療所 TEL 82-0337

深浦町職員採用試験のお知らせ

深浦町職員採用試験を次のとおり実施します。

1 職種・採用予定人員及び受験資格

職 種	採用予定人員	受 験 資 格
初 級 (一般行政職)	若干名	平成3年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者で高等学校卒業（令和3年3月卒業見込み者を含む）以上の学歴を有し、活字印刷文の出題に対応できる者。
初 級 (土木職)	若干名	平成3年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者で高等学校卒業（令和3年3月卒業見込み者を含む）以上の学歴を有し、活字印刷文の出題に対応できる者。
初 級 (建築職)	若干名	平成3年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者で高等学校卒業（令和3年3月卒業見込み者を含む）以上の学歴を有し、活字印刷文の出題に対応できる者。
中 級 (保健師)	若干名	平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者で活字印刷文の出題に対応できる者のうち、保健師の免許を有する者、または、令和3年3月31日までに保健師の資格取得見込みの者。 ただし、資格取得見込みで受験し合格した者が、令和3年3月31日までに資格を取得できなかった場合、採用候補者名簿から削除し採用資格を失います。
社会人	若干名	昭和46年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者で活字印刷文の出題に対応できる者のうち、高等学校卒業以上の学歴を有し、民間企業等における職務経験を令和2年3月31日現在で5年以上有する者。

※ただし、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (ア) 日本国籍を有しない者
- (イ) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (ウ) 深浦町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (エ) 人事委員会、または、公平委員会の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (オ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

2 試験の日時・場所

■第一次試験

○日 時 9月20日（日）10時～【受付：9時～9時45分】

○会 場 深浦町内もしくは青森市内（会場が決定次第、受験申込者に連絡します）

○試験科目

【初級一般職】

1) 教養試験	40題	2時間
2) 事務適性検査	100題	10分
3) 性格特性検査	150題	20分
4) 職場適応性検査	120題	20分
5) クレペリン検査		60分

【初級土木職、建築職及び中級保健師】

1) 教養試験	40題	2時間
2) 専門試験	30題	90分
3) 事務適性検査	100題	10分
4) 性格特性検査	150題	20分
5) 職場適応性検査	120題	20分
6) クレペリン検査		60分

【社会人】

1) 職務基礎能力試験	75題	90分
2) 職務適応性検査	150題	20分
3) 性格特性検査	150題	20分
4) クレペリン検査		60分

■第二次試験

第一次試験合格者に後日、日時・場所等を通知します。

3 受験手続及び受付期間

1) 提出書類

(ア) 受験申込書

本庁、支所に用意しています。

(イ) 履歴書

本庁、支所に用意の履歴書を使用し、写真（3か月以内に撮影したもの）を貼付すること。

※なお、在学中の者は、卒業見込証明書を添付すること。

2) 提出先

〒038-2324 青森県西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢84-2

深浦町総務課 行政係 TEL 0173-74-2112

3) 受付期間 6月12日（金）～7月22日（水）※必着

※期日以後は受付しません。

4 給与・勤務条件等（令和2年4月1日現在）

1) 初任給（新卒者の場合）

(ア) 初級（一般・土木・建築） 150,600円（高卒）

(イ) 中級保健師 212,600円（大卒）

※社会人枠については、職歴等により加算されます。

2) 諸手当

6月、12月に期末・勤勉手当が、11月から3月までは寒冷地手当が支給される他、支給条件に応じて通勤手当等が支給されます。

3) 勤務時間・休暇等

(ア) 勤務時間 原則として月曜日～金曜日 8時15分～17時

(イ) 休 暇 年次有給休暇（年20日（4月1日採用の場合は、採用の年に限り15日））、病欠休暇、特別休暇等

□問合せ先

総務課 行政係 TEL 74-2112

特別定額給付金（1人につき10万円）について

特別定額給付金につきまして、すでに多くの方が申請を済ませ、給付金が振込まれていますが、まだ手続きをされていない方は、期限までに忘れず申請書を提出してください。

■申請期限 令和2年7月31日（金）まで

また、書類の不備が多く見られます。確認に時間を要するうえ、振込みが遅れることとなりますので、以下のことに注意して提出ください。

・受給権者は世帯主ですが、同一世帯員のみが代理申請・代理受給することができます。（別世帯の方は申請・受給できません。）

・本人確認書類（免許証等の写し）と受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人（カナ）が分かる通帳等の写しが必要です。（通帳の表紙だけでは確認できない場合があります。）

※給付金等を装った詐欺にご注意ください。

□問合せ先

福祉課 TEL 74-2117

—児童手当を受給されている皆様へ—
子育て世帯への臨時特別給付金が支給されます

政府は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から児童手当を受給している世帯を対象に臨時特別給付金の支給を行うことを閣議決定しました。

それに伴い、当町においても子育て世帯への臨時特別給付金の支給を行います。

■対象者

町内に住所を有する方で、次のどちらかに該当する方

①令和2年4月分の児童手当の対象となっている方

②令和2年3月分の児童手当の対象となっていた（令和2年4月に新高校1年生となった児童を持つなど）方

※生年月日は平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれている児童が対象となります。

※特例給付（手当月額5,000円）の受給者は給付対象外となります。

■給付額

対象児童1名につき10,000円

■町から児童手当を受給している方

児童手当の振込口座へ6月末を目途に振込み

※受給のための申請は不要です。受給を希望されない方は、役場福祉課までご連絡ください。

■町から児童手当を受給していない公務員の方

所属庁から配布される申請書に必要事項を記入し、所属庁からの証明を受け、申請書と振込口座が確認できる書類の2点を役場福祉課、岩崎支所、大戸瀬支所へ令和2年9月30日（水）までに申請（郵送可）。

□問合せ先

福祉課 TEL 74-2117

通知カードの廃止について

法律の改正により、通知カードは令和2年5月25日に廃止されましたので、通知カードの「住所、氏名等記載事項変更の手続き」と「再交付申請」はできなくなりました。

今後は新生児等、新たにマイナンバーが付番される方には「個人番号通知書」が郵送されます。「個人番号通知書」にはマイナンバー、氏名、生年月日、個人番号通知書の発行日等が記載されています。この通知書は再発行できませんので大事に保管してください。

◆通知カード廃止後のマイナンバー確認方法（通知カードもマイナンバーカードもお持ちでない場合）

①マイナンバーが記載された「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」

どちらも役場町民課、大戸瀬、岩崎支所窓口でご請求ください。

（1 通手数料300円）
②マイナンバーカードの申請
初回に限り、無料で作成することができま。作成までに約1〜2か月ほどかかりますのでご注意ください。

詳しくは町民課総合窓口係まで問合せください。

町民課 総合窓口係
Tel 74-2115

ごみの出し方を工夫しましょう

◎ごみ箱について

◆ごみ箱の清掃を行い、大事に使いましよう！
みんなで気持ちよく使うため、当番制で清掃しましょう。

◎ごみの出し方について
◆台所から出る生ごみは、十分に水切りをしましょう！
夏場は、スイカ等水分が多い生ごみの水切りをしましょう！

※水切りすることにより、ごみの削減と処理するための燃料の削減になります。

◆ペットボトル（ラベルはそのままでかまいません）・びんは、キヤップを取って中をすすいで出しましょう！
◆缶はつぶさず、中をすすいで出しましょう！（つぶすとリサイクルされません）

◆新聞・雑誌・書籍・ダンボールは、ひもで十字にきつく縛って出しましょう！
（指定ごみ袋は、必要ありません）

◆ごみ収集の際、散乱しないよう、ごみ袋は手さげ部・マチ部分を縛って出しましょう！

回収されたごみは、リサイクル（再商品化）されます。限りある資源を大切にしましょう。
町民課
Tel 74-2115

後期高齢者医療被保険者の皆様へ

◆お薬代負担軽減のご案内

ジェネリック医薬品に切り替えるとお薬代が安くなる可能性があります。

がある方へ、「お薬代負担軽減のご案内」を6月下旬に送付し、どのくらい安くなるかお知らせします。ジェネリック医薬品の利用を希望する方は、医師や薬剤師にご相談ください。

◆振込口座の変更届出について
高額療養費等の給付申請の際に届出した振込口座を変更（解約・金融機関の店舗統廃合等）した場合は、必ずお住まいの市町村へ届出してください。

※届出がないと振込みができませんので、お早めに届出をお願いします。
その他ご不明な点は、福祉課または青森県後期高齢者医療広域連合まで問合せください。

福祉課
Tel 74-2117
青森県
後期高齢者医療広域連合
Tel 017-721-3821

**令和2年度深浦町公民館
各種教室・講座について**

深浦町公民館では、生涯学習の一環として毎年各教室や講座を5月から開催していますが、本年度については、新型コロナウイルスの感染に伴い上半期の開催を中止することとし、9月からの開催と予定しています。

つきましては、教室・講座再開の際は再度、お知らせ版に掲載しますのでご了承願います。

□問合せ先

深浦町公民館
TEL 74-2031

企画展のお知らせ

「太宰の宿」ふかうら文学館では、「木目込み人形」三人展を開催します。

深浦町在住の方々のご協力により、江戸木目込み人形約20点を展示します。

この機会には是非ご覧ください。皆さんのご来館をお待ちしています。

◆開催期間

6月15日(月)～6月30日(火)

◆展示場所

ふかうら文学館
2階 企画展示室

□問合せ先

「太宰の宿」ふかうら文学館
TEL 84-11070

経営所得安定対策交付申請の受付をしています

農業経営の安定と食料自給率の向上を図るため、水田に販売向けの転作作物を作付けする農家を対象に各種交付金を支払う経営所得安定対策の申請受付をしていますので、申請していない方はお早めに申請してください。
なお、今年から販売を目的として新規に転作作物などを作付けする農家や、水田の作付面積が変わる農家の方は、申請受付の際にお申出ください。

◆申請受付期限

6月30日(火)

※申請内容によっては手続きに期間を要する場合がありますので、お早めに申請してください。

□受付・問合せ先

深浦町農業再生協議会事務局
(農林水産課内)

TEL 74-4411

J A つがるにしきた

深浦事業所

TEL 84-11001

(仮称) 鯨ヶ沢洋上風力発電事業環境影響評価方法書及び同要約書の縦覧について

◆縦覧書類

(仮称) 鯨ヶ沢洋上風力発電事業環境影響評価方法書及び同要約書

◆縦覧場所

- ・ 深浦町役場2階 総合戦略課
- ・ 大戸瀬支所
- ・ 岩崎支所

◆縦覧期間

6月26日(金)～7月27日(月)

(ただし、閉庁日を除く)

◆縦覧設置時間

開庁時

◆設置物

縦覧場所にて、縦覧図書各1冊、意見書箱、閲覧用紙及び縦覧のお知らせを設置します。

◆電磁縦覧ホームページ

<http://www.influx->

[ajigasawa.com/](http://www.influx-ajigasawa.com/)

◆説明会

7月16日(木) 19時～

深浦町農村環境改善センター

□問合せ先

INFLUX次世代電力環境資源洋上風力発電株式会社
(東京都港区新橋6-17-21)
住友不動産御成門駅前ビル10F)

F)

担当 木村、浅野

TEL 017-752-7008

「深浦町暮らしの便利帳」の広告を募集します

町では、主な制度や手続きなどの行政情報や観光情報を盛り込んだ「深浦町暮らしの便利帳」を、(株)サイネックスとの官民共同により9月に発行する予定です。「深浦町暮らしの便利帳」に掲載する広告を募集しますので、広告掲載を希望する方は、お問合せください。

なお、広告を募るため、(株)サイネックスの社員が町内事業所を訪問しますので、ご協力をお願いします。

□問合せ先

① 広告について
 (株)サイネックス青森支店
 TEL 017-775-3623

② 「深浦町暮らしの便利帳」について

総合戦略課
 TEL 74-2122

土砂災害から身を守るために、6月は土砂災害防止月間です！

土砂災害から身を守るために、日頃の備えと早めの避難が必要です。土砂災害は、台風などの大雨の時期に特に多く発生します。身の危険や周囲に異変を感じたら、直ちに避難するとともに、役所などへ連絡しましょう。土砂災害警戒情報や土砂災害警戒区域マップなど、土砂災害に関する情報は、青森県庁ホームページから、「防災情報(砂防)」で検索するとご覧いただけます。

□問合せ先

総務課 消防防災係
 TEL 74-2111
 青森県土整備部
 河川砂防課 砂防グループ
 TEL 017-734-6970
 参考URL
http://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/dosha_keikai_itiran.html

自生大麻・けしの不正栽培を発見したら通報を！

青森県では6月1日から9月30日まで『青森県不正大麻・けし撲滅運動』を実施しています。

自生大麻・けしの不正栽培を発見したら、五所川原保健所へ通報をしてください。

植えてはいけなけしの判別には、厚生労働省ホームページで「大麻・けしの見分け方」を検索し御活用ください。

□問合せ先

健康推進課
 TEL 82-0288
 五所川原保健所
 TEL 0173-34-2108

「こころの安心相談」電話窓口のお知らせ

経済産業省では株式会社セーフティネット(東京都)に委託して、コロナウイルスによる不安や、長引く自粛生活がもたらすモヤモヤやストレス等、コロナ感染

症がもたらす心の不安に対する無料のメンタルヘルスケアの専門電話窓口を設置しています。国民を対象とし、無料で24時間ご利用いただけますのでぜひご利用ください。

◆相談対応者

心理の専門家(産業カウンセラー・臨床心理士・公認心理士・精神保健福祉士)、保健師、看護師、栄養士など

◆対応期間

5月1日(金)～6月26日(金) 24時間対応(土日含む)

匿名相談可

◆費用

無料

◆その他

お話をお聞きするとともに、必要により、できる範囲で他の専門相談窓口のご案内も行います。

□問合せ先

相談窓口電話番号
 TEL 0120-221-677

自死遺族のつどいの ご案内

このつどいは、自死遺族の方が「誰かに話を聴いてほしい」「話をしたい」ときに安心して話せる、安心して聴ける場として開催されています。

◆日程

①9月6日(日)

13時30分～15時30分

青森市民ホール1階会議室4

②11月8日(日)

13時30分～15時30分

八戸ユートリー4階研修室

③令和3年1月23日(土)

13時30分～15時30分

青森市民ホール1階会議室4

④令和3年2月20日(土)

13時30分～15時30分

八戸ユートリー4階研修室

※注意

新型コロナウイルスの感染状況によっては、開催できない場合もあります。開催の可否については事前にお電話でご確認ください。

◆内容

分かち合い、語り合いの場です。その場にいるだけでも、お話を聴くだけでも構いません。お気持ちが辛く感じるときはその場から離れていただいても大丈夫です。話した内容や個人情報などのプライバシーは参加者同士においても守られるルールを設定しています。安心してお話しください。

◆対象となる方

自死でご家族やご友人、恋人など、身近な人を亡くされた方

□申込み・問合せ先

①開催の確認等の問合せ

青森県精神保健福祉センター

(担当：中嶋)

Tel 0177-787-3951

②参加を希望される方の問合せ

こちらの電話

Tel 0177-787-3957

Tel 0177-787-3958

※「つどいのことば…」とお申し出ください。

自動車税種別割の納付 はお早めに！コンビニ・ クレジットのご利用を

◆自動車税種別割の納期限は6月30日(火)です。

お近くのコンビニエンスストア、銀行や郵便局などの金融機関で、納付してください。

また、クレジットカードでも納付できます。納付の手続きは、インターネット上の専用サイトから納税通知書に記載されている「納付番号」、「確認番号」やクレジットカードの番号などを入力して行います。(1台の自動車税種別割の納付につき、手数料300円(税別)がかかります。)

なお、新型コロナウイルス感染症の影響で納税にお困りの方は、徴収の猶予を受ける制度がありますので、詳しくは、西北地域県民局県税部に問合せください。

◆専用サイト「Yahoo! 公金支払い」

<http://koukin.yahoo.co.jp/>

◆県税窓口取扱時間

8時30分～17時15分

(土・日曜及び祝日は除きます。)

□問合せ先

西北地域県民局県税部

Tel 0173-34-3141

鯨ヶ沢病院からのお知らせ

鯨ヶ沢病院より、休診のお知らせがあります。

◆休診

歯科外来

6月24日(水)

7月8日(水)

□問合せ先

鯨ヶ沢病院

Tel 72-3111



— 中学校卒業前までのお子さんを持つ方へ —
児童手当の「現況届」を提出してください。

現在中学卒業前までの児童を養育し深浦町から児童手当を受けている全ての方は、毎年6月1日時点の現況についての届出が必要です。届出がない場合は6月以降の手当が受けられなくなりますので、次のとおり手続きをお願いします。

- 受付期間 6月8日（月）～6月30日（火）
- 受付場所 福祉課、岩崎支所、大戸瀬支所
- 持参する物
 - ①印鑑
 - ②現況届出書（6月2日郵送の通知書に同封しております）
 - ③厚生年金加入者は、受給している方の健康保険証または年金加入証明書（深浦町国民健康保険に加入の方は不要）
- その他
 - ①1月1日以降に深浦町に転入された方：前住所地の令和2年度所得証明書
 - ②児童が深浦町以外に別居の方：児童が住んでいる世帯全員の住民票の写し
別居監護申立書

その他の申請・届出について

○次のいずれかに該当する場合も届出が必要です。

- ・他の市町村から転入したとき
- ・お子さんが生まれたとき
- ・公務員でなくなったとき
- ・住居が変わったとき
- ・受給者や児童の名前が変わったとき
- ・振込先を変更したいとき など

※転入や出生等のあった次の日から、15日以内に届出してください。

■児童手当の支給時期

毎年6月、10月、2月の7日頃にそれぞれの前月分までの手当を支給します。
 ※令和2年度の支給予定日 6月5日（金）、10月7日（水）、2月5日（金）

■児童手当の支給月額

児童の年齢	所得が制限額を超えない方	所得が制限額を超える方
0歳～3歳未満	15,000円	5,000円
3歳～ 小学校修了前	第1子・第2子 10,000円 第3子以降 15,000円	
小学校修了後～中学校修了前	10,000円	

※児童手当でいう「児童」とは、18歳の誕生日後の最初の3月31日までの子です。

例：20歳・中学校3年生・小学校6年生の子がいる場合、本制度上、小学校6年生の子は第2子となります。

■所得制限の額 ※「収入額の目安」は給与収入のみで計算しています。

扶養親族等の数	所得制限額（万円）	収入額の目安（万円）
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8

※扶養親族数の数が3人以上の場合の限度額は、3人を超えた1人につき38万円を加算した額。

□問合せ先 福祉課 子育て支援係 TEL 74-2117

ウォーキングで体力UP！！ あさ活&ゆう活ウォーキング

日頃の運動不足解消に家族でウォーキングをしませんか？

健康推進課では次の日程で「あさ活&ゆう活ウォーキング」を実施します。申込不要となっていますので、ご都合の良い日にお気軽にご参加ください。

※感染症予防のためのマスク等着用、また、ウォーキングの際は参加者間の距離を保って歩くようにご協力ください。

※所要時間は30分～50分程度です。

※前日の天気予報で、雨天等ウォーキングに適さない天候と判断される場合は中止しますので、ご確認は前日の17時までに健康推進課へお願いします。

※傷害保険については各自ご加入ください。

※新型コロナウイルス感染症の流行状況により中止とすることがありますのでご了承ください。

■あさ活ウォーキング

- ① 6月20日（土） 午前7時 御仮屋館スタート
- ② 6月27日（土） 午前7時 晴山福祉センタースタート
- ③ 7月 4日（土） 午前7時 風合瀬農村環境改善センタースタート
- ④ 7月11日（土） 午前7時 関のイチョウ駐車帯（いこいの駐車帯）スタート
- ⑤ 7月18日（土） 午前7時 舩作福祉センタースタート

■ゆう活ウォーキング

- ① 6月24日（水） 午後5時 深浦町農村環境改善センタースタート
- ② 7月 1日（水） 午後5時 御仮屋館スタート
- ③ 7月 8日（水） 午後5時 岩崎支所スタート
- ④ 7月15日（水） 午後5時 やまびこハウススタート
- ⑤ 7月22日（水） 午後5時 フィットネスプラザゆとりスタート

□問合せ先

健康推進課 TEL 82-0288



新型コロナウイルス感染症の感染防止のために 『新しい生活様式』を！

感染防止の3つの基本

- ① 身体的距離の確保（できるだけ2mあけましょう）
- ② マスクの着用（外出時・会話をする時は着用しましょう）
※ これからは、熱中症にもご注意ください。
- ③ 手洗い（水と石けんで30秒かけて洗いましょう）

○ 『3密』を避ける（密集・密接・密閉を避ける）

○ 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ

○ 会話をする時は真正面を避ける

○ 家に帰ったらまずは手と顔を洗う

○ 室内はこまめに換気する

○ 毎朝、体温測定と健康チェック（発熱や風邪の症状がある時は自宅療養）

○ 移動は・・・地域の感染状況に注意する

感染が流行している地域からの移動・流行している地域への移動は控える

○ 買物は・・・1人又は少人数ですいた時間に行く

計画を立てて素早く済ませる

商品へ触れるのは最小限

レジに並ぶ時は前後にスペース

○ 食事は・・・大皿は避けて料理は個々に盛りつけ

対面ではなく横並びに座る

料理に集中し、おしゃべりは控えめに

お酌、グラスやお猪口の回し飲みはしない

○ 公共交通機関の利用は・・・会話は控えめに

○ 娯楽やスポーツは・・・狭い部屋での長居はしない

歌や応援は十分な距離をとる

すれ違う時は距離をとる

○ 冠婚葬祭などの親族行事は・・・多人数での会食は避ける

発熱や風邪の症状がある時は参加を控える

○ 働き方は・・・対面での打合せは換気とマスク

